

▲▼ 宇治市ZEV普及促進事業費補助金 ▼▲**☆ 補助金申請の手引き 令和6年(2024年)度 ☆****1 補助金制度の目的**

この制度は、宇治市域における温室効果ガスの排出削減を推進し、ZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）の普及を促進することを目的としています。

2 補助対象自動車

- ①国内で販売される4輪車両のうち電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車のいずれかであること。
- ②一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であること。

3 補助金の対象者

- ①市民又は事業者であること。
- ②補助対象の車両の所有者であり、かつ使用の本拠の位置が本市内であること。ただし、割賦販売による場合、当該車両の使用者であるもの。
- ③市税を滞納していない人。
- ④暴力団員等でないこと。
- ⑤過去に同じ補助対象機器についてこの補助金を受けたことの無い人。

4 補助金の要件

- ①国の補助金の交付決定を受けてから4カ月以内に申請すること。
- ②補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- ③申請者が個人の場合、リース車両又は個人間の売買で取得した車両でないこと。
- ④申請者が事業者でリースの場合、リース期間が11カ月以上あること。
- ⑤自動車販売業者が販売促進活動に使用する車両でないこと。

5 補助金の交付額

15万円（定額）

★ 補助金申請のながれ ★



申請時添付書類

- (1)自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (2)申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図 (集合駐車場の場合は区画番号を記入)
- (3)導入した車両の自動車保管場所に駐車したカラー写真 (プレートナンバーが確認できること。)
- (4)導入した車両の製品カタログ、仕様書等 (主要諸元の写し)
- (5)補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類 (領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し)
- (6)支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類 (注文書、売買契約書等の写し)
- (7)一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定通知書の写し (発行後4か月内のもの)
- (8) (申請者が個人の場合) 申請者の住民票の写し (発行後3か月内のもの)
- (9) (申請者が事業者の場合) 事業所の所在地が確認できる書類
- (10)申請者の市税に滞納がない証明 (発行後3か月内のもの)
- (11)その他、市長が補助金の交付決定に必要とする書類

申請・問合せ先 〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33
宇治市役所 環境企画課 Tel 0774-20-8726